

平成 2 7 年 第 1 回
箕面市教育委員会臨時会会議録

箕面市教育委員会

平成27年第1回
箕面市教育委員会臨時会会議録

1. 日 時 平成27年3月24日(火) 午前10時30分

1. 場 所 箕面市役所 本館3階 委員会室

1. 出席委員 委 員 長 山 元 行 博 君
委員長職務代理者 丹 澤 直 己 君
委 員 大 橋 亜由美 君
委 員 中 享 子 君
委 員 高 野 敦 子 君
教 育 長 具 田 利 男 君

1. 付議案件説明者

子ども未来創造局長 大 橋 修 二 君
子ども未来創造局
子育て政策統括監 木 村 均 君
子ども未来創造局次長
(子ども未来創造政策・教育改革・
・施設管理・教職員担当) 北 村 清 君
子ども未来創造局次長
(学校教育・学校生活支援
・教育センター担当)
兼副理事(人権教育担当) 主 原 照 昌 君
子ども未来創造局次長
(子ども・子育て施策推進
・青少年育成・幼児育成担当) 稲 野 文 雄 君
子ども未来創造局次長
(子育て支援・早期療育・子ども家庭相談担当)
兼子ども未来創造局専任参事(早期療育担当) 細 川 美智代 君
子ども未来創造政策課長 井 口 直 子 君
学校生活支援課長
兼広域学校生活支援課長 葺 澤 宣 雄 君
子ども・子育て施策推進課長 村 田 麻 子 君
幼 児 育 成 課 長
兼広域幼児育成課長 今 中 美 穂 君

1. 出席事務局職員

子ども未来創造政策課担当主査
子ども未来創造政策課担当主査

森 貴 美 君
松 野 真 里 君

1. 議事日程

- 日程第 1 会議録署名委員の指定
- 日程第 2 箕面市子ども・子育て会議条例施行規則制定の件
- 日程第 3 箕面市保育の利用に関する規則制定の件
- 日程第 4 箕面市保育料に関する規則制定の件
- 日程第 5 児童福祉法による費用の徴収に関する規則改正の件
- 日程第 6 箕面市私立幼稚園児等の保護者補助金の交付に関する規則制定の件
- 日程第 7 箕面市病後児保育実施要綱制定の件
- 日程第 8 箕面市育児休業取得に伴う保育の利用継続取扱要綱制定の件
- 日程第 9 箕面市私立幼稚園補助金交付要綱制定の件
- 日程第 10 箕面市家庭的保育事業等認可要綱制定の件
- 日程第 11 箕面市学童保育に関する条例施行規則改正の件
- 日程第 12 箕面市学童保育利用に関する事務取扱要綱制定の件
- 日程第 13 箕面市放課後児童健全育成事業届出実施要綱改正の件
- 日程第 14 箕面市保育所設置認可等要綱制定の件
- 日程第 15 箕面市認可外保育施設指導監督要綱改正の件
- 日程第 16 箕面市青少年健全育成推進奨励金等交付要綱改正の件
- 日程第 17 箕面市休日保育事業補助金交付要綱廃止の件
- 日程第 18 箕面市私立認定保育所に係る事務に関する要綱廃止の件
- 日程第 19 箕面市認可外保育施設管理費及び保護者保育料に関する補助金交付要綱廃止の件
- 日程第 20 箕面市幼稚園保育所連携促進事業補助金交付要綱廃止の件
- 日程第 21 子ども・子育て支援事業計画に関する答申の件

(午前10時30分開会)

○委員長（山元行博君）：ただ今から、平成27年第1回箕面市教育委員会臨時会を開催します。議事に先立ちまして、事務局に「諸般の報告」を求めます。

(事務局報告)

○委員長（山元行博君）：ただ今の報告のとおり、本日の出席委員は6名で、本委員会は成立しました。

○委員長（山元行博君）：それでは、日程第1、「会議録署名委員の指定」を行います。本日の会議録署名委員は、箕面市教育委員会会議規則第4条第2項の規定に基づき、委員長において大橋委員を指定します。

○委員長（山元行博君）：では、次に日程第2、議案第36号「子ども・子育て

会議条例施行規則制定の件」を議題といたします。議案の朗読を省略し、提案理由を子ども未来創造局子ども・子育て施策推進課長に求めます。

- 子ども未来創造局子ども・子育て施策推進課長： 本件は、平成27年4月1日からの子ども・子育て支援新制度の実施に伴い、子ども育成推進協議会を子ども・子育て会議として再編することから、条例制定とともに、条例の施行について必要な事項を定めるため、本条例施行規則を制定しようとするものです。
(“異議なし”の声あり)

○委員長(山元行博君)： ご質問、ご意見をお受けいたします。

- 委員長(山元行博君)： ないようですので議案第36号を採決いたします。
議案第36号を原案どおり可決することにご異議ございませんか。
(“異議なし”の声あり)

○委員長(山元行博君)： 異議なしと認めます。よって、議案第36号は原案どおり可決されました。

○委員長(山元行博君)： では次に、日程第3、議案第37号「箕面市保育の利用に関する規則制定の件」を議題といたします。議案の朗読を省略し、提案理由を子ども未来創造局幼児育成課長に求めます。

○子ども未来創造局幼児育成課長： 本件は、子ども・子育て支援新制度の開始にあたり、子どものための教育・保育給付の支給認定証の交付、保育所等の利用調整その他保育の利用に関し、必要な事項を定めるため、本規則の制定を提案するものです。

○委員長(山元行博君)： ご質問、ご意見をお受けいたします。

- 委員長(山元行博君)： ないようですので、議案第37号を採決いたします。
議案第37号を原案どおり可決することにご異議ございませんか。
(“異議なし”の声あり)

○委員長(山元行博君)： 異議なしと認めます。よって、議案第37号は原案どおり可決されました。

○委員長(山元行博君)： では、次に日程第4、議案第38号「箕面市保育料に関する規則制定の件」及び日程第5、議案第39号「児童福祉法による費用の徴収に関する規則改正の件」は、関連案件ですので、一括して審議することといたしてよろしいか。

(“異議なし”の声あり)

○委員長(山元行博君)： 異議なしと認めます。よって一括して審議することといたします。議案の朗読を省略し、提案理由を子ども未来創造局幼児育成課長に求めます。

○子ども未来創造局幼児育成課長： まず、議案第38号「箕面市保育料に関する規則制定の件」については、子ども・子育て支援新制度の開始にあたり、民間保育所等の保育料に関し、必要な事項を定めるため、本規則の制定を提案す

るものです。議案第39号「児童福祉法による費用の徴収に関する規則の改正の件」については、児童福祉法の改正により、同法に規定する保育所の利用に係る保育料について関係規定を整備するため、本規則の一部改正を提案するものです。

- 委員長（山元行博君）： ご質問、ご意見をお受けいたします。
- 委員長（山元行博君）： ないようですので、議案第38号及び議案第39号を採決いたします。本件を原案どおり可決することにご異議ございませんか。
（“異議なし”の声あり）
- 委員長（山元行博君）： 異議なしと認めます。よって、本件は原案どおり可決されました。
- 委員長（山元行博君）： では、次に日程第6、議案第40号「箕面市私立幼稚園児等の保護者補助金の交付に関する規則制定の件」、日程第7、議案第41号「箕面市病後児保育実施要綱制定の件」、日程第8、議案第42号「箕面市育児休業取得に伴う保育の利用継続取扱要綱制定の件」及び日程第9、議案第43号「箕面市私立幼稚園補助金交付要綱制定の件」は、関連案件ですので、一括して審議することといたしてよろしいか。
（“異議なし”の声あり）
- 委員長（山元行博君）： 異議なしと認めます。よって一括して審議することといたします。議案の朗読を省略し、提案理由を子ども未来創造局幼児育成課長に求めます。
- 子ども未来創造局幼児育成課長： まず議案第40号「箕面市私立幼稚園児等の保護者補助金の交付に関する規則制定の件」については、子育て世代の経済的負担の軽減を図ることを目的に、私立幼稚園または認定こども園に在籍する園児の保護者に対し補助金を交付するため、本規則の制定を提案するものです。議案第41号「箕面市病後児保育実施要綱制定の件」について、子ども・子育て支援新制度の開始に伴い、対象児童その他の関係規定を整備するため、本要綱を全部改正し、制定するものです。議案第42号「箕面市育児休業取得に伴う保育の利用継続取扱要綱制定の件」については、子ども・子育て支援新制度の開始に伴い、関係規定を整備するため、本要綱を全部改正し、制定するものです。議案第43号「箕面市私立幼稚園補助金交付要綱制定の件」については、子ども・子育て支援新制度の開始に伴い、補助金の交付の対象となる幼稚園について私学助成を受ける市内私立幼稚園とし、関係規定を整備するため、本要綱を全部改正し、制定するものです。
- 委員長（山元行博君）： ご質問、ご意見をお受けいたします。
- 委員長（山元行博君）： ないようですので、議案第40号、議案第41号、議案第42号及び議案第43号を採決いたします。本件を原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(“異議なし”の声あり)

○委員長(山元行博君) : 異議なしと認めます。よって、本件は原案どおり可決されました。

○委員長(山元行博君) : では、次に日程第10、議案第44号「箕面市家庭的保育事業等認可要綱制定の件」を議題といたします。議案の朗読を省略し、提案理由を子ども未来創造局幼児育成課長に求めます。

○子ども未来創造局幼児育成課長 : 本件は、子ども・子育て支援新制度の開始にあたり、家庭的保育事業等による保育が市町村による認可事業として児童福祉法に位置づけられたことに伴い、本要綱の制定を提案するものです

○委員長(山元行博君) : ご質問、ご意見をお受けいたします。

○委員長(山元行博君) : ないようですので、議案第44号を採決いたします。本件を原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(“異議なし”の声あり)

○委員長(山元行博君) : 異議なしと認めます。よって、本件は原案どおり可決されました。

○委員長(山元行博君) : では、次に日程第11、報告第13号「箕面市学童保育に関する条例施行規則改正の件」を議題といたします。議案の朗読を省略し、提案理由を子ども未来創造局学校生活支援課長に求めます。

○子ども未来創造局学校生活支援課長 : 本件は、本市の児童数の増加および保護者の保育ニーズの高まりを受け、4月1日時点における待機児童が増加する状態となったため、急遽、学童保育室の増室あるいは専用スペースの拡充等、定員数を拡大する待機児童対策を講じ、これにより、箕面市学童保育に関する条例施行規則を改正する必要があることから、待機となっている児童や保護者の不安を払拭するべく、少しでも早く、学童保育の利用承認を通知する必要があるが生じましたが、委員長において教育委員会会議を招集する時間的余裕がないことが明らかであるとお認めいただき、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項及び箕面市教育委員会教育長に対する事務委任規則第3条第1項の規定により教育長が臨時に代理しましたので、同規則第3条第2項の規定により報告するものです。

○委員長(山元行博君) : ご質問、ご意見をお受けいたします。

○委員長(山元行博君) : ないようですので、報告第13号を採決いたします。本件を報告どおり承認することにご異議ございませんか。

(“異議なし”の声あり)

○委員長(山元行博君) : 異議なしと認めます。よって、本件は報告どおり承認されました。

○委員長(山元行博君) : では、次に日程第12、議案第45号「箕面市学童保育利用に関する事務取扱要綱制定の件」を議題といたします。議案の朗読を

省略し、提案理由を子ども未来創造局学校生活支援課長に求めます。

○子ども未来創造局学校生活支援課長： 本件は、子ども・子育て新制度の開始に伴い、学童保育の対象が6年生までに拡大されるなど、学童保育の利用ニーズが高まることを踏まえ、保育の必要性の高い児童の利用を優先すること等、学童保育の利用にかかる必要な事項を定めるものです。

○委員長（山元行博君）： ご質問、ご意見をお受けいたします。

○委員長（山元行博君）： ないようですので、議案第45号を採決いたします。
本件を原案どおり可決することにご異議ございませんか。

（“異議なし”の声あり）

○委員長（山元行博君）： 異議なしと認めます。よって、本件は原案どおり可決されました。

○委員長（山元行博君）： では、次に日程第13、議案第46号「箕面市放課後児童健全育成事業届出実施要綱改正の件」を議題といたします。議案の朗読を省略し、提案理由を子ども未来創造局学校生活支援課長に求めます。

○子ども未来創造局学校生活支援課長： 本件は、児童福祉法に規定する放課後児童健全育成事業の条項が変更となったことに伴い、本要綱の一部を改正する必要が生じたのでご提案するものです。

○委員長（山元行博君）： ご質問、ご意見をお受けいたします。

○委員長（山元行博君）： ないようですので、議案第46号を採決いたします。
本件を原案どおり可決することにご異議ございませんか。

（“異議なし”の声あり）

○委員長（山元行博君）： 異議なしと認めます。よって、本件は原案どおり可決されました。

○委員長（山元行博君）： では、次に日程第14、議案第47号「箕面市保育所設置認可等要綱制定の件」を議題といたします。議案の朗読を省略し、提案理由を子ども未来創造局広域幼児育成課長に求めます。

○子ども未来創造局広域幼児育成課長： 本件は、児童福祉法の改正に伴い、同法に定める児童福祉審議会が調査審議する事項に、民間保育所の認可に係る意見陳述が規定されたこと等により、本要綱を全部改正し、制定するものです。

○委員長（山元行博君）： ご質問、ご意見をお受けいたします。

○委員長（山元行博君）： ないようですので、議案第47号を採決いたします。
本件を原案どおり可決することにご異議ございませんか。

（“異議なし”の声あり）

○委員長（山元行博君）： 異議なしと認めます。よって、本件は原案どおり可決されました。

○委員長（山元行博君）： では、次に日程第15、議案第48号「箕面市認可外保育施設指導監督要綱改正の件」及び日程第16、議案第49号「箕面市青

少年健全育成推進奨励金等交付要綱改正の件」は関連案件ですので、一括して審議することといたしてよろしいか。

(“異議なし”の声あり)

○委員長(山元行博君) : 異議なしと認めます。よって一括して審議することといたします。議案の朗読を省略し、提案理由を子ども未来創造局広域幼児育成課長に求めます。

○子ども未来創造局広域幼児育成課長 : まず、議案第48号「箕面市認可外保育施設指導監督要綱改正の件」については、箕面市子ども・子育て会議条例に基づき箕面市子ども・子育て会議を創設することに伴い、認可外保育施設に対する事業停止命令または施設閉鎖命令を行う際には、箕面市子ども・子育て会議の意見を聴くこととするため、本要綱の一部改正を提案するものです。次に、議案第49号「箕面市青少年健全育成推進奨励金等交付要綱改正の件」については、箕面市子ども育成推進協議会条例施行規則が廃止され、子ども・子育て

会議
条例施行規則が制定されることに伴い、本要綱の一部改正を提案するものです。

○委員長(山元行博君) : ご質問、ご意見をお受けいたします。

○委員長(山元行博君) : ないようですので、議案第48号及び議案第49号を採決いたします。本件を原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(“異議なし”の声あり)

○委員長(山元行博君) : 異議なしと認めます。よって、本件は原案どおり可決されました。

○委員長(山元行博君) : では、次に日程第17、議案第50号「箕面市休日保育事業補助金交付要綱廃止の件」、日程第18、議案第51号「箕面市私立認定保育所に係る事務に関する要綱廃止の件」、日程第19、議案第52号「箕面市認可外保育施設管理費及び保護者保育料に関する補助金交付要綱廃止の件」及び日程第20、議案第53号「箕面市幼稚園保育所連携促進事業補助金交付要綱廃止の件」は、関連案件ですので、一括して審議することといたしてよろしいか。

(“異議なし”の声あり)

○委員長(山元行博君) : 異議なしと認めます。よって一括して審議することといたします。議案の朗読を省略し、提案理由を子ども未来創造局幼児育成課長に求めます。

○子ども未来創造局幼児育成課長 : まず、議案第50号「箕面市休日保育事業補助金交付要綱廃止の件」については、子ども・子育て支援新制度の開始に伴い、当該制度の枠組みにおいて休日保育に対する加算制度が創設され、従来の補助制度から、施設型給付・地域型保育給付の対象となるため、本要綱の廃止を提案するものです。次に、議案第51号「箕面市私立認定保育所に係る事務

に関する要綱廃止の件」については、本件は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律が改正され、幼保連係型認定こども園が、認可幼稚園と認可保育所の2つの認可施設による構成から単一の認可施設に変更されることに伴い、当該認可保育所部分である私立認定保育所が無くなるため、本要綱の廃止を提案するものです。議案第52号「箕面市認可外保育施設管理費及び保護者保育料に関する補助金交付要綱廃止の件」については、子ども・子育て支援新制度の開始に伴い、当該補助金の交付対象となっている認可外保育施設が、認可保育所に移行することにより、補助金交付対象施設が無くなるため、本要綱の廃止を提案するものです。最後に、議案第53号「箕面市幼稚園保育所連携促進事業補助金交付要綱廃止の件」については、子ども・子育て支援新制度の開始に伴い、当該補助金の交付対象となっている簡易保育所と、その連携先の幼稚園が、幼保連係型認定こども園に移行することにより、補助金交付対象施設が無くなるため、本要綱の廃止を提案するものです。

○委員長（山元行博君）： ご質問、ご意見をお受けいたします。

○委員長（山元行博君）： ないようですので、議案第50号、議案第51号、議案第52号及び議案第53号を採決いたします。本件を原案どおり可決することにご異議ございませんか。

（“異議なし”の声あり）

○委員長（山元行博君）： 異議なしと認めます。よって、本件は原案どおり可決されました。

○委員長（山元行博君）： では、次に日程第21、報告第14号「子ども・子育て支援事業計画に関する答申の件」を議題といたします。議案の朗読を省略し、提案理由を子ども・子育て施策推進課長に求めます。

○子ども未来創造局子ども・子育て施策推進課長： 本件は、子ども・子育て支援法第61条第1項の規定による子ども・子育て支援事業計画の策定に当たり、箕面市子ども育成推進協議会条例第2条第2項の規定に基づき、箕面市子ども育成推進協議会から答申を受けましたので、報告するものです。

○委員長（山元行博君）： ご質問、ご意見をお受けいたします。

○委員長（山元行博君）： ないようですので、報告第14号を採決いたします。本件を報告どおり承認することにご異議ございませんか。

（“異議なし”の声あり）

○委員長（山元行博君）： 異議なしと認めます。よって、本件は報告どおり承認されました。

○委員長（山元行博君）： 以上をもちまして、本日の会議日程は、終了しました。各委員から教育行政に係ることで、何かご意見等ありますでしょうか。

○委員長（山元行博君）： 大阪府教育委員会の件で、大阪府都市教育長協議会と大阪府町村教育長会から要望書を大阪府の教育委員会委員長に提出したと

ということですが、箕面はどう対処されたか、かいつまんで経過だけお聞きしたいのですが。

○教育長（具田利男君）：大阪府都市教育長協議会の事務局をしています池田市からこのような要望の提出を検討しているので翌日までに意見がほしいとメールが送られてきまして、その要望の中に意見は二つありました。一つは大阪府教育委員会の混乱が各市町村の教育行政にも多大な影響を与えているので早く事態を收拾してくださいということ、もう一つは、大阪府が内申書のための統一テストであるチャレンジテストに対して別途テストをするという報道があったので、大阪府内の市町村全体が同じ物差しでなくなるのではないかとということで、大阪府に対してきちんと対応をするようにという2つの要望でした。一つ目に関しては、まさに大阪府議会でも議論になり、辞職勧告決議も出ている最中でしたので、大阪府教育委員会が自ら判断をされることだったので、わざわざ市町村が意見を言う必要はないだろうと、内政干渉ではないかと。大阪府が全くほったらかしで、教育長もコメントしない、大阪府も動いていない、第三者機関も立ち上げていないということであれば、きっちりやってくださいと意見を言うのは当然かもしれませんが、あの時点では動いている最中でしたので、そのような意見を出す必要はないということから、要望を出すことに対して反対しました。大阪市とのやりとりに関しては、報道によって知って、不安だからちゃんとやりなさい、という話でして、中途半端な報道だけの情報で大阪府都市教育長協議会として意見を言うべきなのかと思っていました。報道による不安定な情報であれば、しっかりと情報を取ればいいだけです。そこも疑義を感じていましたので、全体としましては私は反対したのですが、大阪府都市教育長協議会の役員会、もしくは会長としての扱いとして箕面市は反対ということをご理解いただいたものの、多数が賛成だったので、要望を出されました。原案の段階では大阪府都市教育長協議会、つまり市だけだったので、最終案ではには大阪府町村委員会の方も参画されたということで、連名で要望を出されています。その後の報道では大阪市の教育委員会委員長さんもお怒りですし、何か間違った手続をしたのではないかという気がします。それ以降大阪府都市教育長協議会の会議は開催されていませんので、それ以上の詳しい情報は分からないのですが、改めて確認をしたいと思います。

○委員長（山元行博君）：報道だけでしたら違和感を感じましたので、具田教育長の判断は正しかったと思います。

○教育長（具田利男君）：その後他市の教育長と話をしましたら、集まりもせず2日間で答えを出してくれということ、また、集まって意見交換をして多数決で決めるというならば分かるが、単にメールで意見を求めるなど、プロセスにも問題があったではないか。また案件としては2日間の切羽詰まった日程で出すような案件ではないではないか、などです。

- 委員長（山元行博君）：他にございませんか。ないようですので、他に、事務局から「その他、教育行政に係る報告」があれば、申出を受けますが、いかがですか。
- 委員長（山元行博君）：ないようですので、本日の会議は、全て終了し、付議された案件、議案18件、報告2件は、すべて議了いたしました。
- 委員長（山元行博君）：これもちまして、平成27年第1回箕面市教育委員会臨時会を閉会いたします。

(午前11時14分閉会)

以上のおり会議の次第を記し、相違ないことをみとめたので、ここに署名する。

箕面市教育委員会

委員長

山元行博

委員

大橋亜由美